

## 教会の建物に関するおはこびの基準について

本年6月のおはこびより、教会の建物に関するおはこびの基準について、以下のよう定める。

◎御目標様の御遷座を要する場合は、おはこびの対象とする。

◎登記されるべき建物（※）で床面積や構造に変更が生じる場合は、おはこびの対象とする。

※屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの（不動産登記規則第111条）

- ・ 門や塀、または基礎がない建物はおはこびの対象としない。
- ・ 壁床の板張替や内部改造など建物の構造変更が生じない場合は、おはこびの対象としない。
- ・ 「瓦から瓦へ」の屋根葺替など建物の構造変更が生じない場合は、おはこびの対象としない。但し、御目標様の御遷座を要する場合は除く。
- ・ 畳をフローリングにする、ソーラーパネルの設置、便所を和式から洋式に変更または便器の取替、木製窓をステンレスサッシに取替などは、設備や機器の変更・取替であり、おはこびの対象としない。

◎おはこびの対象とならない場合は、修築や内部改造、屋根葺替などの届を事前に教務部長宛に提出する。

- ・ おはこびの対象になるかどうか分からない場合は、教務課（Tel 0743-63-2154）へ相談をすること。

◎伝道庁や、ヨーロッパ、コロンビア、メキシコの各出張所に関しては御目標様をお祀りしている為、教会の基準と同様とする。

直属教会長各位

立教186年3月27日  
天理教教会本部

## 教会の建物に関する届の基準について

本年6月より、教会の建物に関する届の基準について、以下のように定める

◎おはこびに該当しない教会建物の工事において、以下に当てはまる場合は、事前に教務部長宛に届を提出する。

- ・「瓦から瓦へ」の屋根葺替など建物の構造変更が生じない工事の場合。
- ・建物の壁や床の板張替などの工事の場合。
- ・建物内の間取り変更やリフォーム工事の場合。
- ・門、塀の構築や改築をする場合。

※1、但し、前項の場合においても御目標様の御遷座を要する場合や建物の構造・床面積に変更が生じる場合はおはこび対象である為、充分留意すること。

※2、エアコン・ソーラーパネルの設置、木製窓をステンレスサッシに取替などは機器・建具の設置・変更・取替であり届け出不要。

届の対象になるかどうか分からない場合は、教務課（Tel 0743-63-2154）へ相談をすること。